

川崎市小児医療費助成制度の概要

資料

1 制度の趣旨

医療費助成により、子どもの健全な育成と小児保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。

2 現行制度について

(1) 助成内容

ア 0歳児から小学校2年生まで

対象者に医療証を交付し、入院・通院の保険医療費の自己負担額を、原則、窓口負担のない現物給付方式により助成

イ 小学生3年生から中学校卒業まで

入院の保険医療費の自己負担額を償還払い方式により助成

(2) 所得制限

1歳児以上の場合、児童手当法施行令に定める所得限度額に準拠した所得制限あり

扶養人数	0人	1人	2人	3人
所得限度額	630万円	668万円	706万円	744万円

(3) 平成27年度事業費等

ア 事業費 3,808,438千円（うち県補助金額611,844千円）

イ 医療証交付者数 約100,000人（平成27年度末時点見込）

3 川崎市における制度の変遷

昭和48年 4月 川崎市乳児医療費助成制度開始 0歳児のみ(入院・通院)所得制限なし

平成 7年10月 神奈川県補助事業開始に伴い川崎市小児医療費助成制度に改める

〔0歳児から2歳児(入院・通院)、3歳児～中学校卒業まで(入院のみ)〕
1歳児以上所得制限

平成 9年 7月 所得制限を緩和

平成11年 1月 3歳児まで通院医療費の助成対象を拡大

平成14年 1月 4歳児まで通院医療費の助成対象を拡大

平成17年 1月 5歳児まで通院医療費の助成対象を拡大

平成18年 4月 所得制限を緩和

平成19年 1月 小学校就学前まで通院医療費の助成対象を拡大

平成24年 6月 所得制限を緩和

平成24年 9月 小学校1年生まで通院医療費の助成対象を拡大

平成27年 4月 小学校2年生まで通院医療費の助成対象を拡大

参考資料1 「新たな総合計画」第1期実施計画素案（抜粋）

参考資料2 行財政改革に関する計画素案（抜粋）

参考資料3 今後の財政運営の基本的な考え方（素案）（抜粋）

参考資料4 小児医療費助成制度の通院医療費助成の実施状況